

川崎市立中学校有償部活動外部指導者派遣要綱

〔平成23年4月1日 市長決裁
23川教健第1467号〕

(趣旨)

第1条 川崎市立中学校における部活動の活性化を図るための有償部活動外部指導者（以下「外部指導者」という。）派遣事業に関して、必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 この事業の事務局は、川崎市教育委員会健康教育課学校保健・体育係に置くものとする。

(外部指導者の選定)

第3条 派遣する外部指導者は、外部指導者の派遣を希望する学校長の推薦により、次に掲げる要件を満たす人物であると教育長が認めた者とする。

- (1) 学校教育、学校と地域との関係及びその他学校を取り巻く環境について理解があること。
- (2) 指導する種目について、関係する資格を有する者、または、その経験が豊富であること。
- (3) 人格が適切で、生徒を指導する能力を有すること。
- (4) 健康状態、勤務の形態、その他の事情により、派遣期間を通して部活動を指導することが妨げられないこと。
- (5) 派遣する年度の6月1日現在、20歳以上であること。

2 推薦については、学校長が当該人物と面接を行い学校の状況・規則等を説明し、前項の規定を満たす人物と判断した場合、推薦書（様式第1号）を教育長へ提出するものとする。

(派遣校の決定)

第4条 川崎市教育委員会は、派遣申請のあった学校の中から川崎市中学校体育連盟及び川崎市立中学校部活動指導者連絡協議会と協議し、予算の範囲内で派遣校を決定する。

(外部指導者の業務)

第5条 外部指導者は、顧問教員の指導計画に従い、顧問教員を支援する立場で生徒の実技指導を担当する。なお、指導にあたっては、顧問教員との連絡を密にし、生徒の健康・安全確保に留意する。

(外部指導者の派遣期間及び回数等)

第6条 外部指導者の派遣期間は6月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、関係団体等との協議により派遣期間を延長することができる。

- 2 1回の指導時間は2時間程度とする。
- 3 指導回数は、別に定めるものとする。

(災害等発生時の対応処置)

第7条 学校長は、外部指導者に関して災害等が発生したときまたは、指導中に事故が発生したときは、直ちにその事情を報告するものとする。

- 2 外部指導者は、指導中の事故等により、生徒が負傷等をしたときは、直ちに事情を学校長および顧問教員等に連絡するものとする。
- 3 外部指導者本人が指導中の事故等により、負傷等をしたときは、傷害保険により対応するものとする。

(出勤簿)

第8条 外部指導者は部活動の指導を行う都度、出勤簿(様式第2号)に月日の記入及び押印を行うものとする。

- 2 学校長は、記入等を確認し、指導者の出勤を把握しなければならない。

(派遣の中止)

第9条 外部指導者が次の各号のいずれかに該当するときは、学校長は速やかに報告書(様式第4号)を教育長へ提出し、教育長が認めた場合は、その外部指導者の派遣を中止する。

- (1) 外部指導者を派遣した学校の教育方針その他に反する行為があったとき。
- (2) 外部指導者として適格性を欠く行為があったとき。
- (3) 心身の故障により、指導を行うことが困難なとき。
- (4) その他指導を続けることが困難なとき。

(謝 礼)

第10条 外部指導者への謝礼金は、1回につき3,000円を支払うものとする。

- 2 謝礼金を支給することができる要件は、次のとおりとする。
 - (1) 第3条及び第4条により外部指導者として認められた者であること。
 - (2) 当該学校の管理下において行われる部活動の指導によるものであること。
- 3 学校長は、部活動外部指導者指導回数報告書(様式第3号)を教育長へ提出するものとする。
- 4 学校長は、派遣期間終了後直ちに、完了報告書(様式第5号)を教育長へ提出し、事

業の報告をするものとする。

- 5 謝礼金の支払い方法は、学校長からの部活動外部指導者指導回数報告書（様式第3号）に基づき、部活動外部指導者謝礼金請求書兼口座振替依頼書（様式第6号）で指定する口座に振り込む形で支給するものとする。

（その他の事項）

第11条 この要綱によるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
（関係要綱の廃止）
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 川崎市立中学校部活動指導者派遣に関する要綱
（平成18年4月1日施行）
 - (2) 川崎市立中学校部活動外部指導者謝礼金の支払いに関する要綱
（平成16年8月1日施行）

附 則

（施行期日等）

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。
（平成22年4月1日付け22川教健第294号 市長決裁）

附 則

（施行期日等）

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。
（平成23年4月1日付け23川教健第1467号 市長決裁）